

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C事務所（以下「事業場」という。）に配属されて、実車性能実験等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、D試験場におけるワンボックス車の横転防止機能の確認試験中、左右に車線変更を繰り返す際、車両が浮き上がり、着地する衝撃により腰部等を負傷し、その時すぐに労災の手続をしてもらえず、やっとならぬと労災申請にこぎつけたものの、平成〇年〇月〇日からの出社を強いられ、また、入社以来、社内テストドライバーの教育訓練等の必要性を訴えていたが、聞き入れてもらえず、ライセンスを取るための勉強や訓練を自費で行っていたことなどがストレスの要因になったという。

請求人は、平成〇年〇月頃から原因不明の発熱、めまい、頭痛などの症状が現れたため、同月〇日、E医院に受診し、「急性喉頭炎、両側感音難聴、急性咽頭炎等」と診断され、同年〇月〇日、F病院に受診し、「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害等を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害等については業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分のうち、精神障害発病による療養補償給付及び休業補償給付に係る処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、平成〇年〇月〇日の腰部等の負傷については、一部業務上の事由によるものと認定されている。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の症状経過及び主治医意見等を踏まえ、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと判断し、その時期は平成〇年〇月上旬頃としている。

請求人の症状経過等を踏まえると、当審査会としても、専門部会の上記意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考える

ことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (4) そこで、「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。請求人及び請求代理人を併せて以下「請求人ら」という。）は、①平成〇年〇月〇日、業務中の事故で「背部挫傷、腰部捻挫、急性腰痛症、腰部椎間板症」等の負傷をしたこと、②会社での安全体制の改善、従業員の教育訓練や人員体制の充実について会社に訴え続けていたが、なかなか聞き入れてもらえない中で平成〇年〇月〇日に負傷し、会社に掛け合ったもののなかなか救済されないという経過があったこと、③業務に関して達成困難なノルマを課されたこと、④平成〇年〇月の職場復帰に際して解雇をちらつかされたこと、⑤会社の上司や同僚から嫌がらせ（無視）を受けたこと、を主張している。
- (5) 上記（4）の出来事についてみると、以下のとおりである。

ア ①の出来事について

平成〇年〇月〇日に発生した事故（以下「本件事故」という。）は、請求人によれば、左ハンドルワンボックス車の横転防止機能の確認試験において、時速80kmで急ハンドルを切ってレーンチェンジを繰り返している際に、車両の左側が浮き上がり、車両前方右側のバーが接地して、その反動で車両がドスンと着地し、この際、ヘルメットを着用した頭部をドアにぶつけ、腰を圧縮するような体勢になったため、頸部と腰部を負傷したというものである。

請求人らは、本件事故によって腰や背部、首を痛め休職するに至り、以後従前の実車開発実験に従事することができなくなったことから、この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「（重度の）病気やケガをした」に該当し、その心理的負荷の強度は「強」となる旨主張する。

この点、本件事故による請求人の負傷の程度ないし症状に関し、当審査会として本件一件記録を精査したが、請求人は、本件事故発生から〇日後の平成〇年〇月〇日に至ってG接骨院、次いでH病院に受診していることが認められる。

請求人によれば、本件事故後、腰の痛みを耐えて仕事を続けていたものの、

同月○日の朝、痛みでベッドから起き上がれなくなり、同日午後○時頃車で出張先のD試験場から実家のあるIに向かう途上、上記医療機関に受診したもので、さらに、同月○日頃にはJ救急センター、平成○年○月○日頃にはK病院に行ったが、紹介状が必要であったり、専門医が不在であったりして受診には至らず、同月○日、L医院に受診したとのことである。

一般的に、事故等の災害によって負傷した場合において、負傷の程度ないし症状が重篤であれば、医療機関への速やかな受診を余儀なくされると考えられるところ、本件事故による請求人の負傷の程度について、本件事故時の同乗者であるMは、医療機関に行くほどの腰痛ではないと認識していたことがうかがわれ、他方、医療機関への受診状況からすると、請求人は、喫緊かつ継続的な受診をしなくても耐え得る状態にあったとみるのが妥当である。さらに、請求人が受診した医療機関における所見をみても、重篤な傷病であることを示す客観的な証拠を見いだすことはできない。

以上を総合すると、当審査会としても、本件事故による請求人の負傷ないし症状の程度は、認定基準に例示された心理的負荷の強度「強」に該当するほど重篤なものであるとまでは認められないと判断する。

したがって、この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するところ、この出来事による心理的負荷の総合評価は「中」にとどまるものと判断する。

なお、請求人らは、本件事故によって腰や背部、首を痛み休職するに至った旨述べているが、本件事故後間もなく受診したH病院N医師作成の平成○年○月○日付け意見書、○医師作成の同年○月○日付け診断書及び同年○月○日付け意見書には、背部や頸部に係る傷病名は記載されていないことから、背部や頸部の症状を勘案することはできない。

#### イ ②の出来事について

本件疾病発病前、請求人が、会社側に対し、会社での安全体制の改善、従業員の教育訓練や人員体制の充実について申し立てていたことについては、請求人作成のメール等からうかがわれる。

この点に関し、顧客との関係を正してほしい旨の請求人の問いかけに対し、P所長は、平成○年○月○日付け請求人宛てメールにおいて、ポイントが良く分からないとした上で、会社として、請求人などの協力を得ながら改善を

進めてきたのは請求人も承知のとおりであり、平成〇年当時の課題に関しては、関係者が協力して対策を検討し、その結果や対策内容・計画について労働組合、請求人を含むメンバーに報告して理解を得ると同時に協力をお願いした旨返信しており、これらのやりとりを踏まえると、当審査会としても、会社側になかなか聞き入れてもらえない旨の請求人らの主張については、会社側が一定の対応をしているにもかかわらず、その対応に請求人が不満を感じていたものと判断せざるを得ない。

また、請求人らは、本件事故に関し、会社に掛け合ったものの救済されないという経過があった旨主張する。

請求人は、平成〇年〇月〇日付けQ宛てメールにおいて、R部などから労災申請しないとまずいと言われ困惑していると述べており、当該内容を踏まえると、請求人は、この時点において、本件事故による傷病に関し、労災保険の給付請求に消極的であったものとみるのが妥当であって、当審査会としては、請求人が労災にするかどうか迷っていたのを、私から説得して申請してみたらと声を掛けた旨のSマネージャーの申述は信憑性が高いものと判断する。

そうすると、会社が速やかに労災として対応しなかったとの請求人らの主張は根拠がなく、さらに、本件事故による傷病に関し、会社に任意で補償することを求めたものの、対応がなかった旨の請求人らの主張についても、上記のとおり、Sマネージャーが請求人に労災保険の給付請求を促していたとみるのが相当であるところ、会社が任意の補償に対応しなかったとしても特段妥当性を欠くものとはいえないことから、これを採用することはできない。

以上の点を踏まえると、これらの出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するところ、客観的にはトラブルとはいえないことから、この出来事による心理的負荷の総合評価は「弱」にとどまるものと判断する。

#### ウ ③の出来事について

請求人らは、③の出来事について、認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、その心理的負荷の強度は「強」となる旨主張する。

請求人らが「達成困難なノルマが課された」として主張するワンボックス

車の開発プロジェクトについては、平成〇年〇月中旬に立ち上がっていることから、当該プロジェクトの立ち上がった時期は、決定書理由に説示するとおり、本件疾病発病前おおむね6か月よりも前であり、本件疾病の発病に影響を与えたと考えられる業務による出来事として評価することはできないと判断する。

エ ④及び⑤の出来事について

請求人らは、④及び⑤の出来事について、それぞれ、認定基準別表1の具体的出来事「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当し、その心理的負荷の強度はそれぞれ「強」となる旨主張する。

当審査会として、本件一件記録を精査したが、請求人らが主張する平成〇年〇月の職場復帰に際して退職を強要されたことや会社の上司、同僚から嫌がらせ（無視）を受けたことを推認するに足るものはないことから、これらの出来事を、本件疾病の発病に影響を与えたと考えられる業務による出来事として評価することはできないと判断する。

(6) 上記(5)アないしエのとおり、請求人には心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が1つと「弱」の出来事が1つ認められるが、出来事の全体評価は「中」にとどまり「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求代理人は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の腰部等の傷病の程度が心理的負荷の強度判断の重要な前提事実となっているところ、請求人の腰部等の傷病について、平成〇年〇月〇日をもって症状固定とする原処分庁の判断を不服として審査請求を行っていることから、本件再審査請求においては、当該審査請求の決定を待って審査することを求めているが、上記(1)で述べたとおり、当審査会としても、本件疾病は平成〇年〇月上旬頃発病したものとみるのが妥当であると判断するところ、請求代理人が主張する腰部等の傷病の症状固定時期は、本件疾病発病後のことであって、仮に症状固定時期が延長されたとしても、それをもって上記(5)アの心理的負荷の評価を変更すべき理由とはならないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業

補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。